

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払輸入保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00037 沿革 (略) <u>平成27年11月16日 一部改正</u></p> <p>(対象となる前払輸入契約)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(適格被保険者等)</p> <p>第 2 条 <u>前払輸入保険約款 (平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00004。以下「約款」という。)における適格被保険者及び前払輸入契約の相手方の取扱いは、次の各号による。</u></p> <p>一 <u>適格被保険者は、本邦人又は本邦法人 (本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。)であって、前払輸入契約の当事者であり、前払輸入契約の締結に關与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行する者であって、被保険利益の実質的な帰属体となる者とする。</u></p> <p>二 <u>前払輸入契約の相手方とは、前払輸入契約の締結の相手方又は当該契約に係る前払金の返還義務を負う者とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00037 沿革 (略)</p> <p><u>前払輸入保険約款 (平成13年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00004。以下「約款」という。)により引き受ける前払輸入保険の運用等について、下記のとおり定める。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象となる前払輸入契約)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>前払金の支払日から輸出国において貨物を船積する日までの期間が 10 年以内であること。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>(適格被保険者)</p> <p>第 2 条 <u>前払輸入契約の当事者であって前払を行う者 (前払輸入契約上の被保険利益の帰属する者)をいい、かつ、本邦人又は本邦法人であること。</u></p> <p>2 <u>本邦人及び本邦法人には、本邦内に居住する外国人及び本邦内にある外国法人を含むものとする。</u></p> <p>(対象取引の相手方)</p> <p>第 3 条 <u>前払輸入契約に基づく相手方 (前払金を支払う相手方) は、約款第 3 条第 1 号から第 8 号までの事由をてん補する場合は「海外</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>第3条</u> (略) (損失発生通知)</p> <p><u>第4条</u> 損失発生通知は、原則として、前払金の返還の期限以降提出するものとする。 (保険期間)</p> <p><u>第5条</u> <u>独立行政法人日本貿易保険</u> (以下「日本貿易保険」という。) は、約款第3条第10号に該当する事由による損失の場合については、<u>前払金の返還の期限が保険期間内にあれば補償の対象とし、当該返還の期限から3月を経過した日が保険期間内にある必要はないものとする。</u></p> <p><u>第6条</u> (略) (前払金の返還の期限前の請求)</p> <p><u>第7条</u> 約款第24条第3項に定める日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。ただし、前払輸入契約において契約金利が定められている場合にあつては、算式中「5.84%」を「前払輸入契約の契約金利」とする。 (式略) mは、確認日から前払金の返還の期限までの日数を365で除した数の整数部分 nは、確認日から前払金の返還の期限までの日数と、365にmを乗じた数との差 <u>(共通運用規程)</u></p>	<p>商社名簿について」(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063) 第1条に基づき作成された海外商社名簿(以下「名簿」という。)においてGS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、PU格又はPT格に格付けされているもの、約款第3条各号の事由をてん補する場合はGS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされているものに限るものとする。この場合において、格付け又は名簿への登録の有無は、前払輸入保険の申込日を基準とする。 <u>(対象取引の額)</u> <u>第4条</u> 一保険契約における対象取引の額は、原則として、保険金額で100万円以上とする。 <u>第5条</u> (略) (損失発生通知) <u>第6条</u> 損失発生通知は、原則として、前払金の返還期限以降提出するものとする。 (保険料計算期間) <u>第7条</u> <u>保険料計算期間の始期は、前払予定日とする。</u> <u>2 履行遅滞の3月間については、保険料計算期間内の有無を問わないこととする。</u></p> <p><u>第8条</u> (略) (前払金の返還の期限前の請求)</p> <p><u>第9条</u> 約款第24条第3項に定める日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。ただし、前払輸入契約において契約金利が定められている場合にあつては、算式中「5.84%」を「前払輸入契約の契約金利」とする。 (式略) mは、確認日から前払金の返還期限までの日数を365で除した数の整数部分 nは、確認日から前払金の返還期限までの日数と、365にmを乗じた数との差</p>	

新	旧	備考
<p><u>第8条</u> 本規程に規定するもののほか、<u>損失防止軽減義務、回収義務、保険目的等の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00058）において定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p>	<p>附 則 （略）</p>	